

共済掛金標準率の算定方式の考え方の変更点

1. 「家畜共済の共済掛金標準率の算定方式」の変更点に係る新旧対照表

今 回	前 回
家畜共済の共済掛金標準率の算定方式（案） 家畜共済の共済掛金標準率甲、共済掛金標準率乙及び共済掛金標準率丙は、次により算定することとし、平成26年4月1日以降に開始する共済掛金期間に係る家畜共済の共済関係から適用する。 1 共済掛金標準率甲及び共済掛金標準率乙 （1）・（2） 略 （3）共済掛金標準率甲及び共済掛金標準率乙の算出方法 あらかじめ、共済目的の種類ごと及び料率地域ごとに、<u>死廃事故及び病傷事故の基礎被害率に対し家畜共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行った率（以下それぞれ「死廃部分標準率」及び「病傷部分標準率」という。）</u>を求めておき、次により算出することとする。 ①・② 略	家畜共済の共済掛金標準率の算定方式（案） 家畜共済の共済掛金標準率甲、共済掛金標準率乙及び共済掛金標準率丙は、次により算定することとし、平成23年4月1日以降に開始する共済掛金期間に係る家畜共済の共済関係から適用する。 1 共済掛金標準率甲及び共済掛金標準率乙 （1）・（2） 略 （3）共済掛金標準率甲及び共済掛金標準率乙の算出方法 あらかじめ、共済目的の種類ごと及び料率地域ごとに、<u>死廃事故の基礎被害率に所要の安全率を付加した率（以下「死廃部分標準率」という。）及び病傷事故の基礎被害率に所要の安全率を付加した率（以下「病傷部分標準率」という。）</u>を求めておき、次により算出することとする。 ①・② 略

診療点数表の改定の考え方の変更点

2. 「家畜共済診療点数表の改定の考え方」の変更点に係る新旧対照表

今 回	前 回
家畜共済診療点数表の改定の考え方（案） 本則 略 1 ～ 3 略 4 家畜共済診療点数表の適用 改定後の家畜共済診療点数表は平成 <u>2 6</u> 年4月1日から適用する。	家畜共済診療点数表の改定の考え方（案） 本則 略 1 ～ 3 略 4 家畜共済診療点数表の適用 改定後の家畜共済診療点数表は平成 <u>2 3</u> 年4月1日から適用する。

医薬品の基準及び価格の算定方法の変更点

3. 「家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法」の変更点に係る新旧対照表

今 回	前 回
家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法（案） 家畜共済診療点数表付表薬価基準表（家畜共済診療点数表中の第2薬治料、第5注射料、第6処置料及び第8手術料の備考によって増点する医薬品の価格を示すもの。以下同じ。）に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法は、次の1及び2のとおりとし、平成26年4月1日から適用する。 1 収載できる医薬品の基準 （1）～（4） 略 2 価格の算定方法 （1） 略 （2）（1）以外の医薬品である既収載医薬品 ① 「平成25年度病傷給付適正化のための家畜診療実態調査」（平成25年6月24日付け25経営第886号農林水産省経営局保険監理官通知）における医薬品購入実態調査（以下「医薬品調査」という。）の結果を基礎として、以下の算式により算定された価格を薬価とする。 当該既収載医薬品の診療施設における 薬価算定単位当たりの平均的購入価格 （税込購入価格の加重平均値） + 調整幅 調整幅：改定前薬価の2／100に相当する額 ② ただし、次に掲げる医薬品については、当該各項目に掲げる価格を薬価とする。 i ①の算式による算定値が、購入価格の90％バルクライン	家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法（案） 家畜共済診療点数表付表薬価基準表（家畜共済診療点数表中の第2薬治料、第5注射料、第6処置料及び第8手術料の備考によって増点する医薬品の価格を示すもの。以下同じ。）に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法は、次の1及び2のとおりとし、平成24年4月1日から適用する。 1 収載できる医薬品の基準 （1）～（4） 略 2 価格の算定方法 （1） 略 （2）（1）以外の医薬品である既収載医薬品 ① 「平成23年度病傷給付適正化のための家畜診療実態調査」（平成23年7月11日付け23経営第1187号農林水産省経営局保険監理官通知）における医薬品購入実態調査（以下「医薬品調査」という。）の結果を基礎として、以下の算式により算定された価格を薬価とする。 当該既収載医薬品の診療施設における 薬価算定単位当たりの平均的購入価格 （税込購入価格の加重平均値） + 調整幅 調整幅：改定前薬価の2／100に相当する額 ② ただし、次に掲げる医薬品については、当該各項目に掲げる価格を薬価とする。 i ①の算式による算定値が、購入価格の90％バルクライン

価格^(※)の90／100に相当する額を下回る医薬品

購入価格の90%バルクライン価格の90／100に相当する価格とする。

(※) 90%バルクライン価格とは、医薬品調査の結果に基づいて、販売価格の安い方から順に並べて90%目に相当する量に対応する価格をいう。

ii・iii 略

(注1) 略

(注2) 最類似薬とは、汎用規格^(※1)の類似薬^(※2)のうち、類似薬を定める際に勘案する事項からみて、類似性が最も高いものをいう。

(※1) 汎用規格とは、組成（有効成分又は有効成分の組合せ及びその配合割合をいう。以下同じ。）及び剤形が同一の類似薬の年間購入量（有効成分量を基に計算した年間購入量をいう。）を、規格別に見て、最もその合計量が多い規格をいう。

(※2) 略

(3) 略

価格^(※)の95／100に相当する額を下回る医薬品

購入価格の90%バルクライン価格の95／100に相当する価格とする。

(※) 90%バルクライン価格とは、医薬品調査の結果に基づいて、販売価格の安い方から順に並べて90%目に相当する量に対応する価格をいう。

ii・iii 略

(注1) 略

(注2) 最類似薬とは、汎用規格^(※1)の類似薬^(※2)のうち、類似薬を定める際に勘案する事項からみて、類似性が最も高いものをいう。

(※1) 汎用規格とは、組成（有効成分又は有効成分の組合せ及びその配合割合をいう。以下同じ。）及び剤形が同一の類似薬の年間購入量を、規格別に見て、最もその合計量が多い規格をいう。

(※2) 略

(3) 略